

用語集

以下の用語集は、この企画が進行中の仕事であるので、その進行につれて項目が増えてゆくことになる。また記述の間違いなどがあれば訂正してゆく。ご指摘を乞う。なお、文中『人物誌』の該当箇所を記す場合には高倉本の番号（この企画に記す番号でもある）と吉田本のページ数を併記する。項目の記述に際してはここで手に入る日本の多くの研究書のお世話になったが、その著者の方々に、お名前を挙げることはしないが、ここで衷心よりお礼を申し上げたい。

アイヌ（アイノ）

松浦の時代にはおもにアイノという形が用いられ、今日ではアイヌという。北海道、及びそれに隣接する地域（南サハリン、千島列島）に住んでいた民族の自称で、「人間」という意味をあらわす。『人物誌』では、アイノということばは主にアイヌ自身の発言の場合などに使われている(1.25, 2.1, 2.9, 2.32, p.72, 94, 112, 161)。松浦自身は→蝦夷、蝦夷人、夷人、衆夷（複数）などを用い、また安政三年（1856）からアイヌの公的な名称となった→土人を使用している。

アツシ

アイヌ語は *attus*。アイヌ女性がオヒョウ（ニレ科の高木）などの樹皮の繊維から得た糸を簡単な手織機で織った布、またそれで作った上衣。アイヌ独自の衣服として機能した。それらの衣服に施されたアイヌ独特の模様は、本土からの木綿布でアップリケしたりまた色系で刺繍したりして表現した。商品として運上屋でわずかな食料品などと交換できた(1.3, 1.6, 2.10, p.19, 24, 115。『丁巳日誌』（下、81～90）にアツシー反を仕上げるまでに要する日数がおよそ十五日であること、また運上屋にての交換品とその量（驚くほど少量）が具体的に記されている。『蝦夷漫画』（安政五年）にはアツシの製造過程が絵で細かく説明されている。

アイヌ女性がオヒョウ（ニレ科の高木）の樹皮の繊維から得た糸を簡単な手織機で織った布、またそれで作ったアイヌの上衣。アイヌ独自の衣服として機能した。それらの衣服に施されたアイヌ独特の模様は、本土からの木綿布でアップリケしたりまた色系で刺繍したりして表現した。商品として運上屋でわずかな食料品などと交換できた。『丁巳日誌』（下、81～90）にアツシー反を仕上げるまでに要する日数がおよそ十五日であること、また運上屋にての交換品とその量（驚くほど少量）が具体的に記されている。『蝦夷漫画』（安政五年）にはアツシの製造過程が絵で細かく説明されている。

請負人

17 世紀中ごろから松前藩は→蝦夷地をいくつかの→場所（商場所、あきないばしょ）に分割して、藩主及び上級藩士の独占的な交易の場とする商場知行制を実施した。しかし 18 世紀中頃からは、和人商人（主に商品経済の発展した本州の商人）が、運上金を納めて、それぞれの場所の経営一切を請け負うようになり、彼らは請負人と称された。それら請負商人は場所に→運上屋を建て、使用人（→支配人、帳役、→通辞、→番人等）を雇って場所経営に当たさせた。彼らは多くのアイヌを雇って、本格的な漁場経営に乗り出し、本州の鮭、鱒消費の増大、また農産物生産の肥料（厩糞）の需要の増大等に応じて、漁業経営の規模を拡大し、莫大な収益をあげるようになった。一方、アイヌは初期の独立した交易相手から、多くは場所の奴隷的な労働者（→雇）となって酷使される身分におち、衣食住まで場所経営者に依存する存在となった。

蝦夷

すでに 8 世紀ごろには北日本に住んでいた野蛮人とされた人たちは「えみし」（蝦夷と書いた）と呼ばれたが、彼らが直接アイヌの祖先かどうかは定かでない。12 世紀中ごろから北日本や現在の北海道に住んでいた異民族は「エゾ」（「蝦夷」）と称され、北海道は鎌倉、室町時代には蝦夷島（えぞがしま）と呼ばれた。そしてこれらの異民族がのちのアイヌの祖先であると思われる。江戸時代には「蝦夷」は一般にアイヌを指すこととばとして、またアイヌの住む地域の名称としても用いられた。

蝦夷地（西蝦夷地、東蝦夷地、北蝦夷地）

蝦夷島（えぞがしま、今の北海道）は寛永年間（1624—43）あたりから→和人地と蝦夷地に区分され、和人の住んでいた地域は松前藩の領地であった南端のごく一部のみで、和人地と称され、それ以外のアイヌの住む広大な地域は蝦夷地と呼ばれた。蝦夷地はのちには東蝦夷地（太平洋側方面）、西蝦夷地（日本海、オホーツク海方面）に区分されて、その境界線は箱館の東から知床岬を結ぶ線であった。アイヌは全蝦夷地に分散して住み、和人は和人地に隔離して住んだが、蝦夷地にも各場所の→運上屋で働く和人及び→場所に駐在する侍（→詰合）などのごく少数の和人が住んだ。和人地の、柵で守られた境界は時代と共に北上していき、松浦の蝦夷旅行の時期に西は熊石と久遠の間、東は落部と山越内の間にあった。樺太（サハリン）の南半分は文化六年（1809）以来公けには北蝦夷地と呼ばれた。安政元年（1854）には蝦夷地には 1 万 7810 人（うち南樺太には 2639 人）のアイヌが住み、せまい和人地では嘉永六年（1853）に和人はすでに 6 万 3834 人を数えた。その後、両民族の境界の廃止と和人の人口流入によって、その割合はアイヌにとって急激にわるくなっ

ていった。1903年には北海道の人口は107万7280人の和人とわずか1万7783人のアイヌであった。

運上屋

場所経営を請け負った→請負人（請負商人）が建てた施設で、→場所の中心となる交易所である。そこには請負商人の使用人である→支配人、帳役、→通辞、→番人等が常駐し、アイヌとの交易や漁業経営などにあたったのみならず、場所の地域支配の行政機関的な役割をも果たした。運上屋の敷地内には種々の蔵、第一次→幕府直轄時代次以来は→詰合の詰所（松前復領期には勤番所）など多くの施設があり、またまわりには→「雇ぐら」、「夷人小屋」、場所によっては弁天社などたくさんの建物が立ち並んでいた。第一次幕領時代には箱館奉行所から→詰合が場所に派遣されて常駐し、アイヌ支配の中心となって、→帰俗政策、→介抱政策などをすすめた。東蝦夷地では場所請負制が一時廃止され、幕府の直捌（じきさばき）制となったが、運上屋はそのまま温存され、文化九年（1812）には、再び元に戻された。運上屋は東蝦夷地では「会所」と改称され、文政四年（1821）に松前藩支配に戻ってもその名称が受け継がれたが、西蝦夷地では続けて運上屋と呼ばれた。

乙名

アイヌ社会における有力者（主に富裕で豪強な男）を指す日本語のことばで、アイヌ語ではオツテナとなった。松前藩はアイヌ社会における乙名の勢力を利用してアイヌに対しようとした。18世紀末の第一次→幕府直轄時代になると、幕府はアイヌ社会と幕府との間で働くアイヌに三種類の役土人（乙名、→小使、→土産取）を定め、乙名はそのうちで最高の地位であった。乙名の役目は幕府の命令、また教訓を受けて、それをアイヌに取り次ぎ、またアイヌ社会をまとめ、治めることであった。大きな集落の場合は、さらに脇乙名がいて、乙名を補佐し、大きな場所では、全場所をまとめる者として惣乙名が置かれた。乙名は会所からその位に応じて米の「御手当」をもらい（2.16、p.34）、また年一回のオムシャのときやさまざまな行事の折に、「土産」をもらった。この制度は松前藩に受け継がれ、その後の第二次幕領時代にも機能した。松浦は乙名を時として曾長**また首長**と呼んでいる（1.11、3.25、p.35、197）。

介抱

封建時代には、支配者は、老人、病人、孤独な者などの面倒を見る（介抱）義務を仁政の本領とみなしていた。しかしながら、松前藩は→場所を請負人に貸し与えていたため、この義務はないがしろになり勝ちであった。請負人とその雇人たちの第一の目的は利益を上げることで、アイヌを短期間に出来るだけ多く搾取することであって、多くの場合アイヌに対する「介抱」は問題にならなかった。松浦は、旅行中この問題を記録するのを己の任務とみなしていたようで、『人物誌』で苦境にあ

る孤独な老人、病人また身体障害者（1.28、2.7など）の多くの例を挙げて、こういう人々を個人的に介抱するアイヌの例をいくつもあげている（3.28など）。第一次幕領時代以来の当局のアイヌに対する介抱は、対ロシア政策の面があり、アイヌの同化（内国民化）を目指す→帰俗政策の一環として推し進められた。松浦の指摘によると、介抱のありかたは場所によってかなりの相違があったようである。

稼→雇

帰俗

「改俗」、「変俗」とも。幕府がアイヌを同化するために行った政策。すでに第一次幕府直轄時代に幕府は、松前時代には異域の民扱いだったアイヌを日本国の民に組み入れるべく、特にクナシリ、エトロフに於いてはロシアの影響を恐れて、帰俗、改俗の政策を取り始めていた。この政策は第二次直轄時代（1855-1868）にはより広範囲にわたって強力に行われるようになった。それは着物の着方（左衽の訂正）、及び髪型などを日本の習慣に従わせる「風俗改良」、日本語の習得、また耕作の奨励などであった。しかし特に風俗改良はよくアイヌの強い抵抗にあい、なかなか受け入れられず、詰合、また支配人などは時には暴力をも用いて従わせようとした。松浦はこの政策に素直に従うアイヌ、また頑強に抵抗するアイヌの姿を、両方に理解と同情をもって『人物誌』の多くの章で扱っている（1.28、2.5、2.17、2.32、3.7、3.25、3.36、p.78、100、134-137、160-161、174-174、197-200、219-224）。

給代

漁場などでアイヌの働きに応じて運上屋から支給された給与。役土人、平土人の差、また男女差があった。給代は通常は造米、年なん俵、という具合に支払われ（造米とはアイヌ相手の八升入りの一俵）、食料品や物品で支払われた給与は驚くほど低かった。そして労働時間も長かったので、彼らは自分のために稼ぐ時間もなくなってしまった。時間があれば、男たちは狩猟、漁猟などをして冬場の自分たちの食料を確保し、余分の捕獲物はアイヌ出産物として→運上屋に売ることも出来たし、女たちは家族用衣料の→アツシを織り、余分のものは運上屋で商品化も出来たのである。しかし、そうすることが不可能な場合、冬は飢死すれすれの生活を余儀なくされたアイヌ（特に老人、子供）も多く存在した。

公料（幕府直轄時代）

松浦は常に「公料」（正確には公領）と記す。寛政元年（1789）のクナシリ・メナシのアイヌ蜂起のあと、幕府は寛政十一年（1799）に先ず東蝦夷地を、文化四年（1807）には西蝦夷地をも直接支配することにして、全蝦夷地が幕府直轄地となり、1802年から幕府が創設した→箱館奉行所が全蝦夷地を支配することとなった。その際、東蝦夷地で場所請負制度を廃止し、幕府による直捌（じきさばき）制を実施し（ただし運上屋組織は会所と名が替えたがそのまま温存、支配人以下の雇人たちも

そのまま続いた)、請負制度の弊害を取り除くことなどが目指された。しかし幕府の出費がかさみ、わずか十四年で廃止せざるを得なかったことや、ロシアの南下を恐れて、特にエトロフ島などを中心にアイヌの同化を目指して撫育政策がとられたが、いずれも思うような効果を上げることが出来なかった。それで文政五年(1822)には幕府は再び全蝦夷地を松前藩に返した。幕末になると、外国からの脅威がさらに強くなり(北からはロシアが接近し、またアメリカ、イギリスなどが日本周辺を脅かし始めていた)、安政元年(1854)の日米和親条約によって下田とならんで箱館が開港になると、安政二年に幕府は南樺太を含む全蝦夷地を再び直轄することにした。この第二次幕府直轄時代には、請負制度の弊害の除去、またアイヌ民族の同化政策をさらに徹底し、樺太のアイヌ居住地を日本領土に組み入れるべき政策を強力に推し進め始めた。松浦は安政二年に箱館奉行の「お雇い」となり、彼の最後の三回の旅行はこの改革期にあたり、彼は新しい政策の一環を担うことになった。『人物誌』でその政策は「此度の御処置」として言及されている。そしてこの「此度の御処置」(1.28 など)あるいは「此度開拓の御処置」(2.9)には、すでに多くの点で1868年の明治維新政府の北海道に関する政策を先取りするようなどころがあった。

小遣(小使)

→役土人の一。村の名主の補佐役のような役目の者で、→詰合、→支配人などから言いつけがあった場合にアイヌを呼び集めて、和人のために労働に従事させる役目であった。十八世紀末頃、松前藩によってアイヌの中からその働きぶりに従って小使に取り立てたのがはじまりらしい。第一次幕領時代に制度化された役土人三役の二番目にあたる。大きな場所には脇小遣、惣小遣も置かれてそれぞれの任に当たった。

支配人

運上屋の雇人の一。→場所の→請負人は通常本州か和人地に住んでおり、場所の経営は彼らの雇人である支配人に任せられた。それゆえ支配人が運上屋の実質的な仕事を請け負い、支配人の下で働く帳役、→通辞、→番人とともに、アイヌとの交易、また漁場経営にあたったのである。それら場所の使用人はおもに松前や北東北からの出稼ぎ人であった。利益追求を第一とする請負人と出稼ぎ人の彼らの利益は一致し、場所で労働に従事するアイヌをいかに安く、効率よく働かせるかが彼らの最大の目的となった。そのような請負人、支配人たちを松浦は『人物誌』でよく奸商と称して、批判的に描いている(1.2、1.13、1.18、1.25、p.16、42、51、69など)。

酋長

アイヌコタン(アイヌ村)の有力者である首長は酋長とも呼ばれ、後には→乙名がコタン首長の呼び名として定着した。松浦は『人物誌』で酋長、乙名を併用している。

通辞

運上屋の雇人の一。松前藩領時代にはアイヌは日本語の習得が禁止されるか、歓迎されなかった（3.3、p.168）ので、運上屋にはアイヌ語が理解できる日本人の通訳（通辞）が雇われていた。それでアイヌは全面的に通辞と番人の言いなりになる場合が多かった。

土人

土人は本来は日本の地方に土着している人間の意味であった。以前からアイヌを指すことばとしても使われた例もあるが、安政三年（1856）に箱館奉行所によって土人がアイヌの正式な呼称と指定された。それは意識的にアイヌを日本人に組み入れようとした結果であり、それによってロシアに対しては日本人であるアイヌの住むすべての地域は日本領土である、と主張する根拠ともなった。侮蔑的な意味をもつ現代的意味の「土人」は明治時代になってから生まれたものである。それで明治時代の身分制度の廃止のあと、アイヌを指した「旧土人」という呼び名には侮蔑的な色合いが付くことになった。

人別帳

第一次→幕府直轄時代以降に幕府の指導で個々の場所で作成され始めたアイヌ人口の記録である。作成は場所の運上屋の支配人に任せられた。それらは場所内のアイヌコタンごとに、各家族の全構成員の名前、年齢、また役名などをも記録したもので、その目的のひとつは漁場などのための労働力の把握にあったと思われる。文政四年（1821）の松前藩復領に際し、幕府は松前藩に対し、人別帳を作成するよう義務づけた。安政二年（1855）の第二次幕府直轄以降には人別帳は帰俗政策の遂行などにも利用されたようである。松浦は1856年から1858年までの彼の旅行の先々でそれらの人別帳を丹念に野帳（のちょう）に書写し、さらに彼自身の註をも書き加えている。松浦は『人物誌』で、再三、それら人別帳の、支配人による年齢などの記載上の「ごまかし」に言及し批判している（1.02、2.8、p.11、110）。

箱館奉行

寛政11年（1799）に幕府は東蝦夷地を、文化4年（1807）に西蝦夷地をも直轄することによって全蝦夷地が幕府の支配下になった。幕府は享和2年（1802）に、蝦夷地奉行を新設し、間もなく箱館奉行と改称した。この第一次幕領時代には箱館奉行は通常二名置かれ、その課題は場所の請負制度の弊害を取り除くことによって蝦夷地経営の改善をはかり、また特に千島列島におけるロシアの南下に対応してアイヌを撫育し、彼らの→帰俗を促進することであった（アイヌの内国民化、ひいては蝦夷地の内国編入を図る）。しかし見るべき成果は上げられなかった。幕府が文政4年（1821）に全蝦夷地を松前藩に返還するに及んで奉行所も廃止された。安政元年

(1854) に幕府は対外的な危機の高まりに際して再び全蝦夷地の直轄を開始すると箱館奉行所を再置し、対外政治の危機と箱館港開港もあって、第一次幕領時代の政策を再び強力に遂行し始めた。今回は奉行は三名置き、一名は江戸に駐在し、一名は箱館奉行所に勤務、もう一名は蝦夷地の巡回・視察にあたった。幕府は隣国ロシアの動きに脅威を抱いて、アイヌに対する→「介抱」政策を一層強め、さらに猖獗をきわめた疱瘡に対して強力な種痘政策を推し進めた。同時に松浦を「お雇い」として奉行所に雇ったのは新政策の一環とみられる。箱館奉行所のもう一つの役目は欧米列強との応接の場として、箱館港開港によって引き起こされた現地の問題（外国人待遇など）を処理することであった。最初の奉行は竹内保徳、堀利照、村垣範正の三人であった。

場所

17 世紀前半に松前藩は上級藩士に蝦夷地の一定の海岸地域を商場（あきないば、後の「場所」）として与え、アイヌとの独占的な交易権を認める商場知行制を実施した。初期には藩士自身が商場に出向いて直接アイヌとの交易にあたったが、18 世紀中ごろから、本州また松前の和人商人（→請負人）に運上金を課して場所を貸し与えるようになった。それら請負商人は場所に→運上屋を建て、使用人（→支配人、帳役、→通辞、→番人等）を雇って本格的な漁場経営に乗り出したが、そこで働かされるアイヌにとっては運上屋が真の「お上」となったのである。アイヌは独立した交易の相手から漁場の安い労働力として搾取される身分に堕ち、ついには衣食住まで運上屋に依存する存在となってしまった。アイヌの最後の大規模な蜂起である、クナシリ・メナシの戦いはそのような状況の下で起こった。それで幕府は松前藩に代わって蝦夷地を直轄することになり（→幕府直轄時代）、箱館奉行所から場所に侍を派遣して駐在させ（→詰合）、運上屋に対して幕府の政策（請負制度の弊害を取り除くことなど）を徹底しようとしたが、たいした効果は上げられなかった。二度の幕領時代にも場所請負制は温存されたが、幕府はあまりにもひどい場所には介入し、例えば、1858 年には広大な石狩川一帯を請け負っていた阿部屋伝二郎を解約して箱館奉行の直捌（じきさばき）とした。幕末には全蝦夷地に約五十カ所の場所があった。

番人

番人は運上屋の使用人中最下層に属し、運上屋で、また広大な場所では運上屋の派出所である番屋を預かる者として、雇用されて働くアイヌを直接監督する立場にあった。すべては独り者の男性で、アイヌに一番近い者としてよくアイヌ女性に対しては性暴力をふるった。そしてこれらの番人は多かれ少なかれアイヌ女性を己が「妾」としたが、松浦の記すところによれば、クスリ場所では 41 人の番人のうち 36 人がアイヌ女性を妾としていたという（2.30、p.158）。これらの関係から子供が生まれたが、そのうちの何人かを松浦は『人物誌』で描いている（2.4、2.30、p.99、158）。また、番人から墮胎を強制されて、死に至るアイヌ女性（1.18、p.49）、番

人に梅毒をうつされたアイヌ女性の悲惨な姿をも描いている（1.3、p.13）。アイヌの強制的な帰俗政策に暴力的に加担する彼らの活動をも記録する（3.25、p.197-200）など、番人を多くの場合きわめて否定的に描いている。

松前藩

福山藩とも。15世紀ごろから北海道の最南端に居を構え、慶長九年（1604）徳川家康から黒印状を頂戴し、アイヌ交易の独占権を認められる。そのころ藩主は蠣崎姓を松前姓に改めた。寛文九年（1669）の松前藩に対するアイヌの蜂起であるシャクシャインの戦いのあと、藩の勢力はアツケシ以東を除く全蝦夷地に及び、アイヌに対する支配が一段と強化された。またそれまでの→場所の商い場交易は和人の商人が請け負う場所請負制へと変化していった。寛政元年（1789）のクナシリ・メナシの蜂起のあと、幕府は寛政十一年（1799）に東蝦夷地を、さらに文化四年（1807）には西蝦夷地をも上知して全蝦夷地を直轄した（藩はその間陸奥柳川に転封）。文政五年（1822）には再び松前藩に戻された。請負制度はそのまま続いたが、藩士のアイヌ交易権は解消され、藩主が一括してその権利を所有することとなり、藩士はすべて俸禄制となった。そして安政元年（1855）には再び全蝦夷地が上知され、決定的に幕府直轄となるが、松前藩は代償として石高が増やされて、北日本の二か所に代知3万石を与えられた。明治四年の廃藩置県で、松前藩も廃止になった。

土産取

役土人の一であるが、乙名、小遣のように権力側とアイヌとの間の仲立ちをするような役はなく、オムシャの節などに乙名、小遣と並んで被下物（くだされもの）をもらう資格であった。

役土人

すでに17世紀中期ごろから松前藩はアイヌ社会の有力者であるオトナ（オツテナ）層を仲立ちにしてアイヌ支配の実現を図ろうとし、→小遣もそのころ出現した。しかし18世紀末以降の第一次→幕府直轄期以後、寛政十二年ごろから幕府はその政策を滞りなく進めるための仲介、連絡係として役土人（乙名、小使、土産取）を設けるようになり、最初はエトロフ、のちには他の地域にもその制度が目指され、幕末に至るまで蝦夷地全域で整備されていった。役土人は初期にはアイヌ社会の有力者などが選ばれたが、のちには幕府への協力度（→帰俗など）また貢献度を基準として選ばれるようになり、一般アイヌも役土人に取り立てられることが多くなった。松浦は役土人と支配人、通辞、番人等との癒着関係を述べると同時に同胞の利益を代弁するアイヌについてもたびたび興味深い観察をしている（1.19、1.20、3.25、3.36 p.51、52、197、216～224）。

雇

十八世紀後半、商場が変化して請負商人が漁業経営に乗り出し、運上屋を本拠に鮭漁、鯡漁、またメ粕製造などに本格的に取り組み始めると、働き盛りのアイヌの多くは、川に沿って伝統的な集落を成していたコタンの家族から引き離されて、河口の漁場（浜）に集められ、「雇」と称して酷使されることになった。彼らはそこでは「夷人小屋」、共同の住まいである「雇ぐら」で生活し、日々の労働に対して米、煙草、酒などで支払われる→給与は驚くほど少なかった。そのような雇われるアイヌとは別に、独立して場所に労働を提供して稼ぐ「自分稼ぎ」のアイヌも少数ながら存在した。

和人

松浦は『人物誌』で日本人を称する場合普通「和人」ということばを用い、日本語を「和語」と称した。蝦夷島の九割以上の土地にはアイヌが住み、最南端の「和人地」と称して、柵で蝦夷地と区切られたわずかな土地には、アイヌの三倍の和人が住んでいた。安政二年（1855）に第二次→幕府直轄が始まると、→箱館奉行が全蝦夷地を支配するようになり、1856年にはアイヌ地域で働く和人が妻の同伴を許され、また冬の間も滞在出来るようになって、多くの和人が蝦夷地に定住するようになり、民族の比率は大きく変わってきた。そして慶応元年（1865）には場所オタルナイ（現・小樽）は行政上は和人地と同等（村並）になった。アイヌは和人を「シサム」（隣人）と称し、それは「シャモ」とつづめて使われた。松浦はときに漢字の「和人」にシャモと振り仮名をふったり、シャモ地と書いたりしている（3.19、p.190）。日本人からは日本人を指すにはときに「人間」も用いられ、和人地は「人間地」とも称されたが、それは確かにもともと「畜生」（動物）と対比される語であったが、松浦がその語を使う場合は必ずしも差別的な意味合いがなく、むしろ習慣的に使っているようである。旅日記の中でも何回も「人間」ということばを使い、ときにシャモと振り仮名をふっている。『人物誌』では「人間種の土人」（1.30、p.84）という表現でアイヌと和人の間に生まれた子を指し、「人間の真似をする」（2.27、3.3、p.155、168）という表現は和人がアイヌを咎めていう表現として引用されており、いずれも和人とアイヌの間に交わされることばであるが、その際はおそらく「シャモ」と読むべきであろう。一回だけアイヌの青年が「我も人間に生まれ」と主張している（2.32、p.161）。この場合は、人間はシャモ、つまり和人という意味ではなく、近代的な意味の「人間」の意味と理解される。